

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
1	<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>	
1	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）及び原子力事業所（原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。以下同じ。）外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と中部電力株式会社との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響の確認に努める。</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、磐田市、県、島田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を市民に広く公開、提供している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域計画（原子力対策編）の構成を県地域防災計画と同一とし、青色で表記。 ・本年度の県計画に沿った修正は黄色で表記。
1	<p>第2節 計画の性格</p>	<p>第2節 計画の性格</p>	
1	<p>1 磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）に係る原子力災害に対する磐田市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の実施すべき役割等を示している。</p> <p>なお、磐田市等の防災関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても</p>	<p>1 磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力発電所に係る原子力災害に対する磐田市、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施すべき役割等を示している。</p> <p>磐田市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得る</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
1	<p>対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2 磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震、津波災害対策編）との関係 この計画は、磐田市地域防災計画の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）」によるものとする。</p>	<p>よう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2 磐田市地域防災計画（共通対策編）等との関係 この計画は、「磐田市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「磐田市地域防災計画共通対策編等」によるものとする。</p> <p>3 市が地域防災計画「原子力災害対策編」を修正するに当たっては、静岡県地域防災計画（原子力対策編）を基本とするものとし、静岡県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市の「原子力災害対策編」の修正に協力するものとする。</p>	
1	<p>3 計画の修正 (1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。 なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和2年2月5日一部改正）を遵守するものとする。 (2) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）を修正する場合には、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。（削除）</p>	<p>4 計画の修正 この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>	
2	<p>第3節 （略）</p>	<p>第3節 （略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日一部改正）を遵守するものとする。</p>	
2	<p>第4節 用語の意義等（修正案 第9節へ移動）</p>		

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																								
3	<p>第5節 原子力発電所等の概要（修正案 第10節へ移動）</p> <table border="1" data-bbox="147 264 969 488"> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>中部電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>発電所名</td> <td>浜岡原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>御前崎市佐倉5561番地</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約160万㎡</td> </tr> <tr> <td>原子炉型式</td> <td>沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）</td> </tr> <tr> <td>電気出力合計</td> <td>361.7万kW</td> </tr> </table>	原子力事業者	中部電力株式会社	発電所名	浜岡原子力発電所	所在地	御前崎市佐倉5561番地	敷地面積	約160万㎡	原子炉型式	沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）	電気出力合計	361.7万kW														
原子力事業者	中部電力株式会社																										
発電所名	浜岡原子力発電所																										
所在地	御前崎市佐倉5561番地																										
敷地面積	約160万㎡																										
原子炉型式	沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）																										
電気出力合計	361.7万kW																										
3	<p>2 原子炉の設備概要（修正案 第10節へ移動）</p> <table border="1" data-bbox="154 560 969 1046"> <thead> <tr> <th>号機</th> <th>発電出力</th> <th>着工</th> <th>運転開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td> <td>—</td> <td>昭和46年3月1日</td> <td>昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>—</td> <td>昭和49年3月5日</td> <td>昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>110万kW</td> <td>昭和57年11月18日</td> <td>昭和62年8月28日</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>113.7万kW</td> <td>平成元年2月22日</td> <td>平成5年9月3日</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>138万kW</td> <td>平成11年3月19日</td> <td>平成17年1月18日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成23年3月に発生した「東日本大震災」による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の被災状況から、国の要請に基づき3号機、4号機及び5号機は、平成23年5月14日から運転停止中である。</p>	号機	発電出力	着工	運転開始	1号機	—	昭和46年3月1日	昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)	2号機	—	昭和49年3月5日	昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)	3号機	110万kW	昭和57年11月18日	昭和62年8月28日	4号機	113.7万kW	平成元年2月22日	平成5年9月3日	5号機	138万kW	平成11年3月19日	平成17年1月18日		
号機	発電出力	着工	運転開始																								
1号機	—	昭和46年3月1日	昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)																								
2号機	—	昭和49年3月5日	昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)																								
3号機	110万kW	昭和57年11月18日	昭和62年8月28日																								
4号機	113.7万kW	平成元年2月22日	平成5年9月3日																								
5号機	138万kW	平成11年3月19日	平成17年1月18日																								
4	<p>第6節 計画の基礎とするべき災害の想定</p>	<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p>																									
4	<p>1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態</p>																										

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
4	<p>原子炉施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、原子力災害対策指針においては、次のように想定されている。</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>	<p>1 原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態</p> <p>原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>	
4	2 （略）	2 （略）	
4	第7節 原子力災害対策を実施する地域等	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	
4	1 磐田市の地域特性等 （略）	1 磐田市の地域特性等 （略）	
4	<p>2 原子力災害対策重点区域</p> <p>(1) 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている次に掲げる区域の目安を踏まえ、実施すべき対策に応じた地域の範囲を定める。</p>	<p>2 原子力災害対策重点区域</p> <p>(1) 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone） 原子力事業所から概ね半径5 kmの範囲</p> <p>イ 緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action planning Zone） 原子力事業所から概ね半径 31 km の範囲（原子力災害対策指針では概ね半径 30 km としているが、静岡県においては放射性物質の拡散予測から 31 km としている。）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone） 原子力事業所から概ね半径5 kmの範囲 ・緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action planning Zone） 原子力事業所から概ね半径 31 km の範囲（原子力災害対策指針では概ね半径 30 km としているが、静岡県においては放射性物質の拡散予測から 31 km としている。） <p>(2) (略)</p>	
5	<p>第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p>	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき危機の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p>	
5	<p>1～2 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p>	
5	<p>第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、磐田市地域防災計画（一般災害対策編）第1章第3節に定める「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p>	<p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、磐田市地域防災計画（共通対策編）第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p>	
5	<p>1 磐田市</p> <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>(2) 通信連絡設備等の整備</p> <p>(3) 防災対策資機材の整備</p> <p>(4) 防災対策資料の整備</p> <p>(5) 避難所等の整備</p> <p>(6) 災害状況の把握及び伝達</p> <p>(7) 磐田市原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(8) 磐田市災害対策本部の設置</p>	<p>1 磐田市</p> <p style="text-align: center;">所掌事務</p> <p>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>2 通信連絡設備等の整備</p> <p>3 防災対策資機材の整備</p> <p>4 防災対策資料の整備</p> <p>5 避難所等の整備</p> <p>6 災害状況の把握及び伝達</p> <p>7 磐田市原子力災害警戒本部の設置</p> <p>8 磐田市災害対策本部の設置</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨						
	(9) 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 (10) 県が行う緊急時モニタリングに対する協力 (11) 屋内退避、避難のための立退きの指示等（以下「避難の指示等」という。）及び警戒区域の設定 (12) 避難誘導 (13) 避難等の実施 (14) 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力 (15) 緊急輸送の確保 (16) 住民及び必要物資の緊急輸送の確保 (17) 汚染飲食物の摂取制限等 (18) 住民等からの問い合わせ対応 (19) 県が行う放射性汚染物質の除去に関する協力 (20) 制限措置の解除 (21) 県が行う原子力防災対策に対する協力 (22) 損害賠償請求等に必要資料の整備 (23) 県及び関係機関への支援の要請	9 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 10 県が行う緊急時モニタリングに対する協力 11 屋内退避、避難のための立退きの指示等（以下「避難の指示等」という。）及び警戒区域の設定 12 避難誘導 13 避難等の実施 14 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力 15 緊急輸送の確保 16 住民及び必要物資の緊急輸送の確保 17 汚染飲食物の摂取制限等 18 住民等からの問合せ対応 19 県が行う放射性汚染物質の除去に関する協力 20 制限措置の解除 21 県が行う原子力防災対策に対する協力 22 損害賠償請求等に必要資料の整備 23 県及び関係機関への支援の要請							
6	2 消防機関 (1) 消防本部（消防署を含む。） ア 住民等に関する広報及び避難誘導 イ 原子力災害医療措置に対する協力 ウ 警戒区域の設定及び当該区域等への立入制限並びに交通規制への協力 エ 警戒区域内等における防火対策 (2) 消防団 ア 住民等の避難誘導 イ 情報の伝達及び収集活動 ウ 警戒区域等への立入制限並びに交通規制への協力 エ 警戒区域内等における防火対策	2 消防機関 <table border="1" data-bbox="996 911 1794 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 911 1160 948">機関名</th> <th data-bbox="1160 911 1794 948">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 948 1160 1129">市消防本部</td> <td data-bbox="1160 948 1794 1129"> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 警戒区域の設定及び当該区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1129 1160 1273">市消防団</td> <td data-bbox="1160 1129 1794 1273"> 1 住民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動 3 警戒区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 警戒区域の設定及び当該区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策	市消防団	1 住民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動 3 警戒区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策	
機関名	所掌事務								
市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 警戒区域の設定及び当該区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策								
市消防団	1 住民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動 3 警戒区域等への立入制限並びに交通規制への協力 4 警戒区域内等における防火対策								
6	3 静岡県 (1) 県 ア 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	3 静岡県 <table border="1" data-bbox="996 1347 1832 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 1347 1832 1383">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 1383 1832 1418">1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table>	所掌事務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施					
所掌事務									
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施									

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	イ 通信連絡設備等の整備 ウ 緊急時モニタリング設備等の整備 エ 原子力災害医療設備等の整備 オ 防災対策資機材の整備 カ 防災対策資料の整備 キ 中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）からの報告の徴収及び立入検査 ク 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の整備及び維持 ケ 災害状況の把握及び伝達 コ 県原子力災害警戒本部の設置 サ 県原子力災害対策本部の設置 シ 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 ス 緊急時モニタリングの実施 セ 避難等の支援 ソ 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 タ 原子力災害医療措置 チ 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 ツ 汚染飲食物の摂取制限等 テ 住民等からの問合わせ対応 ト 放射性汚染物質の除去 ナ 制限措置の解除 ニ 関係市町（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ。）の原子力防災対策に対する助言及び協力 ニ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ネ 国及び関係機関への支援の要請 (2) 静岡県警察本部（磐田警察署） ア 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報 イ 立入制限、警備及び交通規制 ウ 治安の確保	2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難等の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問合せ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 関係市町（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ。）の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請 4 静岡県警察本部（磐田警察署） 所掌事務 1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報 2 立入制限、警備及び交通規制 3 治安の確保	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																		
7	<p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) 総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）</p> <p>ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。(削除)</p> <p>(3) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p> <p>(4) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）</p> <p>ア 労働災害防止の監督指導</p> <p>イ 災害発生時における労働災害調査</p> <p>ウ 業務上被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>(5) 農林水産省関東農政局</p> <p>ア 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認</p> <p>イ 災害時における主要食料等の需給対策</p> <p>(6) 環境省中部地方環境事務所</p> <p>原子力災害現地対策本部等の支援</p> <p>(7) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>直轄国道の通行確保に関すること。</p> <p>(8) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p>	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="996 300 1825 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 300 1211 336">機関名</th> <th data-bbox="1211 300 1825 336">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 336 1211 842">東海総合通信局</td> <td data-bbox="1211 336 1825 842"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えて電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の管理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 6 非常通信協議会の運営に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 842 1211 911">東海財務局（静岡財務事務所）</td> <td data-bbox="1211 842 1825 911">災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 911 1211 1023">東海北陸厚生局</td> <td data-bbox="1211 911 1825 1023"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1023 1211 1129">静岡労働局</td> <td data-bbox="1211 1023 1825 1129"> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1129 1211 1198">関東農政局</td> <td data-bbox="1211 1129 1825 1198"> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1198 1211 1278">中部地方環境事務所</td> <td data-bbox="1211 1198 1825 1278">原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1278 1211 1385">中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</td> <td data-bbox="1211 1278 1825 1385">直轄国道の通報確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1385 1211 1420">中部運輸局</td> <td data-bbox="1211 1385 1825 1420"> <ol style="list-style-type: none"> 1 各輸送機関との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	東海総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えて電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の管理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 6 非常通信協議会の運営に関すること。 	東海財務局（静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。	東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 	静岡労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付 	関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策 	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	直轄国道の通報確保に関すること。	中部運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各輸送機関との連絡調整 	
機関名	所掌事務																				
東海総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えて電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の管理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 6 非常通信協議会の運営に関すること。 																				
東海財務局（静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。																				
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 																				
静岡労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付 																				
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策 																				
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																				
中部地方整備局（浜松河川国道事務所）	直轄国道の通報確保に関すること。																				
中部運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各輸送機関との連絡調整 																				

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
8	<p>ア 各輸送機関との連絡調整</p> <p>イ 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請</p> <p>(9) 国土交通省東京航空局（東京空港事務所） 原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底</p> <p>(10) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） 気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表</p> <p>(11) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>ア 海上における緊急時モニタリングの支援</p> <p>イ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置</p> <p>ウ 海上における救助・救急措置</p> <p>エ 緊急輸送に関すること</p> <p>オ 海上における治安の確保</p> <p>5 自衛隊（陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊第1航空団（浜松基地））</p> <p>(1) 災害応急対策の支援</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの支援</p> <p>(3) 避難退域時検査及び除染の支援</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="992 225 1211 300"></td> <td data-bbox="1211 225 1843 300">2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 300 1211 375">東京航空局東京空港事務所</td> <td data-bbox="1211 300 1843 375">原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 375 1211 483">東京管区气象台（静岡地方气象台）</td> <td data-bbox="1211 375 1843 483">気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 483 1211 699">第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</td> <td data-bbox="1211 483 1843 699"> 1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急措置 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保 </td> </tr> </table> <p>6 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="992 770 1335 807">機関名</th> <th data-bbox="1335 770 1832 807">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="992 807 1335 882">陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊</td> <td data-bbox="1335 807 1832 882">1 災害応急対策の支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 882 1335 957">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="1335 882 1832 957">2 緊急時モニタリングの支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 957 1335 994">航空自衛隊第1航空団</td> <td data-bbox="1335 957 1832 994">3 避難退域時検査及び除染の支援</td> </tr> </tbody> </table>		2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請	東京航空局東京空港事務所	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底	東京管区气象台（静岡地方气象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表	第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）	1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急措置 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保	機関名	所掌事務	陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援	海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援	航空自衛隊第1航空団	3 避難退域時検査及び除染の支援	
	2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請																		
東京航空局東京空港事務所	原子力発電所上空の飛行規制とその周知徹底																		
東京管区气象台（静岡地方气象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表																		
第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）	1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急措置 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保																		
機関名	所掌事務																		
陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援																		
海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援																		
航空自衛隊第1航空団	3 避難退域時検査及び除染の支援																		
8	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p> <p>(2) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p> <p>ア 災害時の輸送路の確保</p> <p>イ 避難退域時検査場所設置への協力</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（削除）</p> <p>ア 通信の確保</p>	<p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="992 1066 1335 1102">機関名</th> <th data-bbox="1335 1066 1832 1102">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="992 1102 1335 1209">東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社</td> <td data-bbox="1335 1102 1832 1209"> 1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 1209 1335 1284">中日本高速道路株式会社</td> <td data-bbox="1335 1209 1832 1284"> 1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 1284 1335 1359">西日本電信電話株式会社</td> <td data-bbox="1335 1284 1832 1359"> 1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い </td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 1359 1335 1423">株式会社NTTドコモ東海支社</td> <td data-bbox="1335 1359 1832 1423">通信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力	西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い	株式会社NTTドコモ東海支社	通信の確保							
機関名	所掌事務																		
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																		
中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力																		
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い																		
株式会社NTTドコモ東海支社	通信の確保																		

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案		修正要旨
9	<p>イ 公衆電気通信の特別取扱い</p> <p>(4) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社 通信の確保</p> <p>(5) 日本赤十字社（静岡県支部）、一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会 災害時における医療救護の実施</p> <p>(6) 公益社団法人静岡県放射線技師会</p> <p>ア 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力</p> <p>イ 県が行う住民の問い合わせ対応に対する協力</p> <p>(7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）</p> <p>ア 災害対策に必要な物資の輸送確保</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p> <p>(8) 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）、民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）（削除） 気象予警報、災害情報その他の災害広報</p> <p>(9) 一般社団法人静岡県バス協会 避難住民等の輸送の支援</p> <p>(10) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>ア 緊急時モニタリングの支援</p> <p>イ 専門家の派遣</p> <p>ウ 放射線測定機材の提供</p> <p>エ 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</p> <p>(11) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</p> <p>ア 緊急時モニタリングの支援</p> <p>イ 専門家の派遣</p> <p>ウ 原子力災害医療派遣チームの派遣</p>	<p>KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社</p>		
		<p>日本赤十字社（静岡県支部） （一社） 静岡県医師会 （一社） 静岡県歯科医師会 （公社） 静岡県薬剤師会 （公社） 静岡県看護協会 （公社） 静岡県病院協会</p>	<p>災害時における医療救護の実施</p>	
		<p>（公社） 静岡県放射線技師会</p>	<p>1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問い合わせ対応に対する協力</p>	
		<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 （一社） 静岡県トラック協会（中遠支部）</p>	<p>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</p>	
		<p>日本放送協会 民間放送機関</p>	<p>気象予警報、災害情報その他の災害広報</p>	
		<p>（一社） 静岡県バス協会</p>	<p>避難住民等の輸送の支援</p>	
		<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	<p>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</p>	
		<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</p>	<p>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣</p>	<p>原子力災害対策指針に基づく派遣チームを組織していないため、原子力災害対策マニュアルの「緊急被ばく医療支援チーム」に修正</p>
	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>		
	<p>(1) 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、</p>	<p>（一社） 磐田市医師会</p>	<p>1 医療救護施設における医療救護活動の実</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案		修正要旨
10	<p>特定非営利活動法人磐田市薬剤師会</p> <p>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>イ 検案（特定非営利活動法人磐田市薬剤師会を除く。）</p> <p>(2) 磐田商工会議所、磐田市商工会、商工業関係団体</p> <p>ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力</p> <p>イ 災害時における物価安定についての協力</p> <p>ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力</p> <p>(3) 遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合</p> <p>ア 農林水産物の被害調査についての協力</p> <p>イ 災害時における農産物、水産物の確保</p> <p>ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導</p> <p>(4) 建設業関係団体</p> <p>災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力</p> <p>(5) 磐田市自治会連合会等</p> <p>ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力</p> <p>イ 住民に対する情報の連絡、収受</p> <p>ウ 避難誘導、避難所の運営に関する協力</p> <p>エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救援物資等の配分に関する協力</p> <p>(6) 防災上重要な施設の管理者</p> <p>ア 所管に係る施設についての防火管理</p> <p>イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施</p> <p>ウ 当該施設に係る災害復旧</p>	<p>(一社) 磐周医師会 磐周歯科医師会</p> <p>(特) 磐田市薬剤師会</p>	<p>施</p> <p>2 検案（特定非営利活動法人磐田市薬剤師会を除く。）</p>	
<p>磐田商工会議所 磐田市商工会 商工業関係団体</p>	<p>1 市が行う商工業関係の被害調査についての協力</p> <p>2 災害時における物価安定についての協力</p> <p>3 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力</p>			
<p>遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合</p>	<p>1 農林水産物の被害調査についての協力</p> <p>2 災害時における農産物、水産物の確保</p> <p>3 農林水産物等の災害応急対策についての指導</p>			
<p>建設業関係団体</p>	<p>災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力</p>			
<p>磐田市自治会連合会等</p>	<p>1 市の実施する被害調査、応急対策についての協力</p> <p>2 住民に対する情報の連絡、収受</p> <p>3 避難誘導、避難所の運営に関する協力</p> <p>4 リ災者に対する応急救護、炊き出し、救援物資等の配分に関する協力</p>			
<p>防災上重要な施設の管理者</p>	<p>1 所管に係る施設についての防火管理</p> <p>2 防災に関する保安措置、応急措置の実施</p> <p>3 当該施設に係る災害復旧</p>			
10	<p>8 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <p>(1) 原子力発電所の防災体制の整備</p> <p>(2) 原子力発電所の災害予防</p> <p>(3) 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供</p> <p>(4) 従業員等に対する防災に係る教育、訓練</p> <p>(5) 原子力発電所施設内の応急対策措置</p> <p>(6) 通信連絡体制の整備</p> <p>(7) 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備</p>	<p>9 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <p style="text-align: center;">所掌事務</p> <p>1 原子力発電所の防災体制の整備</p> <p>2 原子力発電所の災害予防</p> <p>3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供</p> <p>4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練</p> <p>5 原子力発電所施設内の応急対策措置</p> <p>6 通信連絡体制の整備</p> <p>7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備</p>		

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
	<ul style="list-style-type: none"> (8) 原子力防災資機材の整備 (9) 原子力災害活動で使用する資料の整備 (10) 環境放射線モニタリングの実施 (11) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (12) 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携） (13) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 (14) 放射性物質の除去 (15) 災害の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携） 13 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性物質の除去 15 災害の復旧 																	
		<p>第9節 用語の意義等</p> <table border="1" data-bbox="994 587 1794 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 587 1285 624">用 語</th> <th data-bbox="1285 587 1794 624">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 624 1285 879">原子力事業者</td> <td data-bbox="1285 624 1794 879">原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいい、放射性物質の使用・貯蔵・再処理・廃棄、核燃料の加工、原子力発電所の運転などの事業を営むものをいう。本計画では、中部電力株式会社をいう（第3章第11節における原子力事業者（運搬を委託した原子力事業者）は除く）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 879 1285 986">防災関係機関</td> <td data-bbox="1285 879 1794 986">市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 986 1285 1059">情報収集事態</td> <td data-bbox="1285 986 1794 1059">御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1059 1285 1133">警戒事態</td> <td data-bbox="1285 1059 1794 1133">原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1133 1285 1240">施設敷地緊急事態</td> <td data-bbox="1285 1133 1794 1240">原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1240 1285 1313">全面緊急事態</td> <td data-bbox="1285 1240 1794 1313">原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1313 1285 1420">緊急事態応急対策</td> <td data-bbox="1285 1313 1794 1420">原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言がある</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいい、放射性物質の使用・貯蔵・再処理・廃棄、核燃料の加工、原子力発電所の運転などの事業を営むものをいう。本計画では、中部電力株式会社をいう（第3章第11節における原子力事業者（運搬を委託した原子力事業者）は除く）。	防災関係機関	市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。	情報収集事態	御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。	警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。	施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。	全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。	緊急事態応急対策	原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言がある	<p>現行 第4節から移動</p>
用 語	意 味																		
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいい、放射性物質の使用・貯蔵・再処理・廃棄、核燃料の加工、原子力発電所の運転などの事業を営むものをいう。本計画では、中部電力株式会社をいう（第3章第11節における原子力事業者（運搬を委託した原子力事業者）は除く）。																		
防災関係機関	市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。																		
情報収集事態	御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。																		
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。																		
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。																		
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。																		
緊急事態応急対策	原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言がある																		

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p>までの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。</p>	
	緊急事態応急対策等拠点施設	<p>原災法に基づき指定される緊急事態応急対策の拠点となる施設で、牧之原市に設置され、通常オフサイトセンターと呼ばれている。</p>	
	原子力災害合同対策協議会	<p>原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため組織する協議会をいう。</p>	
	原子力防災管理者	<p>原災法第9条により、原子力事業者が原子力事業所ごとに選任しなければならない管理者で、原子力事業者の原子力防災業務を統括・管理する責任者をいう。</p>	
	原子力防災専門官	<p>緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する内閣府の職員で、平常時には、原子力災害の発生又は拡大防止の体制を整えるとともに、原子力災害時には、初動時の体制構築や情報の収集・提供など初期対応における中核的な役割を果たす。</p>	
	要配慮者	<p>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。</p>	
	現地事故対策連絡会議	<p>原災法第10条第1項の規定に基づく通報を受け、これが原子力緊急事態に該当しない場合において、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に参集した国、県、市町、原子力事業者及び専門家等によって開</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨						
		<p>催される会議をいう。</p> <p>避難等の際に、避難や一時移転する者の放射性物質による汚染状況を確認することを目的として実施する検査をいう。</p> <p>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</p> <p>周辺住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通整理、環境放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者をいう。</p> <p>原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。</p> <p>平常時には、原子力施設の保安規定の遵守状況、運転管理状況及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査などでの立合いなどの保安検査を実施し、トラブルなど発生時には、原子力規制委員会への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認などを実施する。</p>							
		<p>第10節 原子力発電所等の概要</p> <p>1 原子力発電所の施設概要</p> <table border="1" data-bbox="994 1310 1843 1422"> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>中部電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>発電所名</td> <td>浜岡原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>御前崎市佐倉5561番地</td> </tr> </table>	原子力事業者	中部電力株式会社	発電所名	浜岡原子力発電所	所在地	御前崎市佐倉5561番地	<p>現行 第5節から移動</p>
原子力事業者	中部電力株式会社								
発電所名	浜岡原子力発電所								
所在地	御前崎市佐倉5561番地								

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																														
		<table border="1"> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>約160万㎡</td> </tr> <tr> <td>原 子 炉 型 式</td> <td>沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）</td> </tr> <tr> <td>電気出力合計</td> <td>361.7万kW</td> </tr> </table> <p>2 原子炉の設備概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号機</th> <th>発電出力</th> <th>着工</th> <th>運転開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td> <td>—</td> <td>昭和46年3月1日</td> <td>昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>—</td> <td>昭和49年3月5日</td> <td>昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>110万kW</td> <td>昭和57年11月18日</td> <td>昭和62年8月28日</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>113.7万kW</td> <td>平成元年2月22日</td> <td>平成5年9月3日</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>138万kW</td> <td>平成11年3月19日</td> <td>平成17年1月18日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成23年3月に発生した「東日本大震災」による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の被災状況から、国の要請に基づき3号機、4号機及び5号機は、平成23年5月14日から運転停止中である。</p>	敷 地 面 積	約160万㎡	原 子 炉 型 式	沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）	電気出力合計	361.7万kW	号機	発電出力	着工	運転開始	1号機	—	昭和46年3月1日	昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)	2号機	—	昭和49年3月5日	昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)	3号機	110万kW	昭和57年11月18日	昭和62年8月28日	4号機	113.7万kW	平成元年2月22日	平成5年9月3日	5号機	138万kW	平成11年3月19日	平成17年1月18日	
敷 地 面 積	約160万㎡																																
原 子 炉 型 式	沸騰水型（3・4号機）、改良型沸騰水型（5号機）																																
電気出力合計	361.7万kW																																
号機	発電出力	着工	運転開始																														
1号機	—	昭和46年3月1日	昭和51年3月17日 (運転終了：平成21年1月30日)																														
2号機	—	昭和49年3月5日	昭和53年11月29日 (運転終了：平成21年1月30日)																														
3号機	110万kW	昭和57年11月18日	昭和62年8月28日																														
4号機	113.7万kW	平成元年2月22日	平成5年9月3日																														
5号機	138万kW	平成11年3月19日	平成17年1月18日																														
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策																															
11	第1節 (略)	第1節 (略)																															
11	第2節 原子力事業者の防災業務計画に対する意見等	第2節 原子力事業者の防災業務計画に対する意見等																															
	1 (略)	1 (略)																															

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
11	<p>2 届出書の写しの受領</p> <p>原子力事業者が県及び原子力発電所の所在市である御前崎市に届け出る次に掲げる届出書類の写しが県から送付されてきた場合にはこれを受領するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>2 届出書の写しの受領</p> <p>原子力事業者が県及び原子力発電所の所在市である御前崎市に届出る次に掲げる届出書類の写しが県から送付されてきた場合にはこれを受領するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	
11	<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>	
12	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	
12	<p>1 関係機関等との連携強化 (削除)</p> <p>(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	<p>1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	
12	<p>2 公共用地等の効果的活用 (削除)</p> <p>市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>3 市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	
12	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p>	<p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p>	
12	<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	
13	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
14	<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 緊急被ばく医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び搬送手段等の情報を含む。）</p> <p>(キ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 防災資機材等に関する資料</p> <p>オ～カ (略)</p>	<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び搬送手段等の情報を含む。）</p> <p>(キ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 防護資機材等に関する資料 (略)</p> <p>オ～カ (略)</p>	<p>防災基本計画と整合</p>
15	<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
15	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p>	
15	<p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立上げ準備体制</p> <p>市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	
16	<p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>8 自衛隊との連携体制</p> <p>市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
17 17 17 17 17	<p>8 オフサイトセンター（略）</p> <p>9 モニタリング体制等（略）</p> <p>10 専門家の派遣要請手続き（略）</p> <p>11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備（略）</p> <p>12 複合災害の備えた体制の整備（略）</p>	<p>体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>9 オフサイトセンター（略）</p> <p>10 モニタリング体制等（略）</p> <p>11 専門家の派遣要請手続き（略）</p> <p>12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備（略）</p> <p>13 複合災害の備えた体制の整備（略）</p>	
18	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p>	
18	<p>1 避難計画の作成</p> <p>市は、UPZを管轄に含むことから、国、県及び原子力事業者の協力のもと、UPZ内における屋内退避及び避難誘導計画を次に掲げる事項に留意し策定するものとする。</p> <p>(1) 市は、原子力災害が単独で発生した場合と東海地震等の発災後に万一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくものとする。</p> <p>(2) 市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>(3) 市は、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は少なくともUPZの区域外とする。なお、当市の市域を越えた広域な避難計画の策定が必要な場合には、県にその調整を要請するものとする。</p> <p>(4) 市は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域となるよう配慮するものとする。</p>	<p>1 避難計画の作成</p> <p>市は、UPZを管轄に含むことから、国、県及び原子力事業者の協力のもと、UPZ内における屋内退避及び避難誘導計画を次に掲げる事項に留意し、原子力災害が単独で発生した場合と東海地震等の発災後に万一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくものとする。</p> <p>避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は少なくともUPZの区域外とする。なお、当市の市域を越えた広域な避難計画の策定が必要な場合には、県にその調整を要請するものとする。</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	
18	<p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>ア 市は、学校、交流センター等の市有施設及び県有施設その他の公共施設</p>	<p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、学校、交流センター等の市有施設及び県有施設その他の公共施設</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>等を対象に、避難等を行うため、あらかじめその管理者等の同意を得て、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所を指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等として使用ができなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進するなど広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>ウ 市は、避難所として指定した建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>2 避難所等の整備等 (1) 避難所等の整備 ア 市は、学校、交流センター等の市有施設及び県有施設その他の公共施設等を対象に、避難等を行うため、あらかじめその管理者等の同意を得て、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所を指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい</p>	<p>等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。</p> <p>また、市は、指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力の下、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>2 避難所等の整備等 (1) 避難所等の整備 市は、学校、交流センター等の市有施設及び県有施設その他の公共施設等を対象に、避難等を行うため、あらかじめその管理者等の同意を得て、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所を指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮</p>	<p>防災基本計画の修正反映</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
19	<p>者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等として使用ができなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進するなど広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>ウ 市は、避難所として指定した建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>3～9 （略）</p>	<p>者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>また、市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等として使用ができなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進するなど広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難所として指定した建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>3～9 （略）</p>	
21	<p>10 避難方法等の周知</p> <p>(1) 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(2) 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の整理をしておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難のための立退きの指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p>	<p>10 避難方法等の周知</p> <p>市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の整理をしておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難のための立退きの指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p>	
21	<p>第8節 （略）</p>	<p>第8節 （略）</p>	
21	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
21	<p>1 輸送手段、経路の多重化等</p> <p>市は、輸送手段や経路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、漁港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知に努めるものとする。</p>	<p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の活動場所等への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や利用手続き、空港等から活動場所等までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 輸送手段、経路の多重化等</p> <p>市は、輸送手段や経路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、漁港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(3) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(4) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13＜緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱＞のとおりである。</p>	<p>現行 同節 4 から移動</p> <p>現行 同節 5 から移動</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
21	<p>2 ヘリポートの指定等</p> <p>市は、施設の管理者等と協議の上、災害時に必要なヘリポートを指定するほか、緊急時における臨時ヘリポートの候補地を調査しておくものとする。また、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知を図るものとする。</p> <p>なお、指定ヘリポートは、資料 14-01<ヘリポート一覧表>のとおりである。</p>	<p>3 ヘリポートの指定等</p> <p>市は、施設の管理者等と協議の上、災害時に必要なヘリポートを指定するほか、緊急時における臨時ヘリポートの候補地を調査しておくものとする。また、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知を図るものとする。</p> <p>なお、指定ヘリポートは、資料 14-01<ヘリポート一覧表>のとおりである。</p>	
21	<p>3 運送事業者等との連携</p> <p>(1) 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p>	<p>4 運送事業者等との連携</p> <p>(1) 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>なお、事前届出の手続きは、資料 14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。</p>	
22	<p>4 専門家の移送体制の整備</p> <p>市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の活動場所等への移送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や利用手続き、空港等から活動場所等までの先導体制等)について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p>		修正案 同節 1へ移動
22	<p>5 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確</p>		修正案 同節 2(2)へ移動

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。		
22	第10節	第10節	
22	1～6 （略）	1～6 （略）	
23	<p>7 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件なども踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。</p> <p>(2) 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>7 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件なども踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。</p> <p>また、備蓄を行うにあたって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	
23	第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
23	<p>1 役割分担の明確化</p> <p>市は、住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう国、県及び原子力事業者と情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</p>	<p>1 市は、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェースや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう国、県及び原子力事業者と情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</p>	
23	<p>2 情報の整理</p> <p>市は、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。</p>	<p>2 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわ</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
23	<p>3 情報伝達体制等の整備</p> <p>(1) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への確かな情報を常に伝達できるよう、同報系防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>かりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>3 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等定めておくものとする。</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	
24	<p>4 住民相談窓口設置体制の整備</p> <p>市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等定めておくものとする。</p>		
24	<p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ（インターネット）、いわたホットライン（メール配信サービス）、浜松エフエム放送株式会社（コミュニティ放送局）等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ（インターネット）、いわたホットライン（メール配信サービス）、浜松エフエム放送株式会社（コミュニティ放送局）等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	
24	<p>第12節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>市は、災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保・定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>第12節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>市は、災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保・定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p>	
24	<p>第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p>	<p>第13節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
24	<p>1 防災知識の普及（削除）</p> <p>(1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及、啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。</p> <p>イ 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>ウ 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。</p> <p>オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>カ コンクリート屋内退避所、避難所及び避難退域時検査等に関すること。</p> <p>キ 要配慮者への支援に関すること。</p> <p>ク 緊急時にとるべき行動に関すること。</p> <p>ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること。</p> <p>(2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、防災知識の普及にあたっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。</p>	<p>1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及、啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。</p> <p>(2) 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>(6) コンクリート屋内退避所、避難所及び避難退域時検査等に関すること。</p> <p>(7) 要配慮者への支援に関すること。</p> <p>(8) 緊急時にとるべき行動に関すること。</p> <p>(9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。</p> <p>2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。</p>	
25	<p>2 要配慮者への配慮（削除）</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>3 市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、報道関係者等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高い手段を活用するものとする。</p>	
25	<p>3 避難先等の連絡（削除）</p> <p>市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p>	<p>4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
25	<p>4 災害教訓の伝承（削除）</p> <p>市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として広く収取・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>	<p>5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として広く収取・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>	
25	<p>5 国際的な情報発信（削除）</p> <p>災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p>	<p>6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p>	
25	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成（略）</p>	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成（略）</p>	
26	<p>第15節 防災訓練等の実施</p>	<p>第15節 防災訓練等の実施</p>	
26	<p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 防災訓練に関する市の計画</p> <p>市は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自で行うものとする。</p> <p>ア 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>ウ 緊急時通信連絡訓練</p> <p>エ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>オ 原子力災害医療訓練</p> <p>カ 住民等に対する情報伝達訓練</p> <p>キ 住民等避難訓練</p> <p>ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練</p> <p>ケ 除染作業訓練</p> <p>(2)（略）</p>	<p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 防災訓練に関する市の計画</p> <p>市は、国、原子力事業者等関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自で行うものとする。</p> <p>ア 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>イ オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練</p> <p>ウ 緊急時通信連絡訓練</p> <p>エ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>オ 原子力災害医療訓練</p> <p>カ 住民等に対する情報伝達訓練</p> <p>キ 住民等避難訓練</p> <p>ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練</p> <p>ケ 除染作業訓練</p> <p>(2)（略）</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
26	2 （略）	2 （略）	
26	<p>3 実践的な訓練の工夫と事後評価</p> <p>(1) 市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>(2) 市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、課題等を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、修正に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>(3) 市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>3 実践的な訓練の工夫と事後評価</p> <p>市は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、課題等を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	
27	第16節 （略）	<p>第16節 （略）</p> <p>第17節 原子力発電所の安全・安心対策の推進</p> <p>市は、原子力事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、市が把握した情報については市民に迅速に公開する。</p> <p>市は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果を定期的に公表する。</p>	
27	<p>第17節 災害復旧への備え （略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p>	<p>第18節 災害復旧への備え （略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
28	第1節～第2節 （略）	第1節～第2節 （略）	
29	第3節 活動体制の確立	第3節 活動体制の確立	
29	1 市の活動体制 (1) 原子力災害対策のための警戒態勢 ア～イ （略） ウ オフサイトセンターの設営準備への協力 市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を 行うものとする。 (略)	1 市の活動体制 (1) 原子力災害対策のための警戒態勢 ア～イ （略） ウ オフサイトセンターの設営準備への協力 市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を 行うものとする。 (略)	
33	第4節 避難、屋内退避等の防護措置	第4節 避難、屋内退避等の防護措置	
33	1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (1)～(3) （略） (4) 避難の指示の代行 県は、災害対策基本法第60条第6項の規定に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、県と緊密な連携を行うものとする。 (略)	1 (1)～(3) （略） (4) 避難の指示の代行 県は、災対法第60条第6項の規定に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、県と緊密な連携を行うものとする。 (略)	第1章 第1節の読替え反映
34	2 避難所等 (1) 避難所等の開設 市は、屋内退避若しくは避難の勧告又は指示をした場合には、県と連携し、避難所及び避難退域時検査場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。	2 避難所等 (1) 市は、屋内退避若しくは避難の勧告又は指示をした場合には、県と連携し、避難所及び避難退域時検査場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。 また、市は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、	

磐田市地域防災計画（原子力災対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>(2) 避難所等の運営管理</p> <p>ア 市は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災会等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市は、避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>イ 市は、県と連携し、各避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否情報の市への提供を要請するものとする。</p> <p>ウ 市は、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものと</p>	<p>避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災会等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市は、避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に行けるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2) 市は、県と連携し、各避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否情報の市への提供を要請するものとする。</p> <p>(3) 市は、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(5) 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものと</p>	<p>現行 同節 2 (3) から移動</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
35	<p>3 (略)</p> <p>する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(3) 保健衛生に関する活動</p> <p>ア 避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>イ 市は、県と連携し、特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>ウ 市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(4) 応急住宅等</p> <p>ア 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>	<p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>	<p>修正要旨</p> <p>修正案 同節 2 (4)へ移動</p> <p>修正案 同節 2 (4)へ移動</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
36	<p>4 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>4 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</p> <p>市は、県が国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に行う、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングに協力するものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合</p>
36	<p>5 避難行動要支援者への配慮 （略）</p>	<p>6 避難行動要支援者への配慮 （略）</p>	
36	<p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。</p> <p>7 学校等施設における避難措置 （略）</p> <p>8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 （略）</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置</p> <p>市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外</p>	<p>7 要配慮者への配慮</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。</p> <p>8 学校等施設における避難措置 （略）</p> <p>9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 （略）</p> <p>10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置</p> <p>市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨										
37	<p>部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給 （略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>1 市は、一時移転対象地域における地域生産物の摂取制限及び出荷制限に係る国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。</p> <p>2 市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係る避難退域時検査基準（資料5-06<O I Lと防護措置について>）を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国及び県の指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び摂取制限及びこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p>部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1019 300 1843 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="1019 300 1391 336">措 置 内 容</th> <th data-bbox="1391 300 1843 336">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1019 336 1391 555">立入制限及び交通規制</td> <td data-bbox="1391 336 1843 555"> 1 市 2 消防機関 3 静岡県警察本部 4 清水海上保安部 5 東京空港事務所 6 道路管理者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>11 飲食物、生活必需品等の供給 （略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>1 市は、一時移転対象地域における地域生産物の摂取制限及び出荷制限に係る国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。</p> <p>2 市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係る避難退域時検査基準（資料5-06<O I Lと防護措置について>）を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国及び県の指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び摂取制限及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 飲食物に係るスクリーニング基準※1</p> <table border="1" data-bbox="994 1305 1843 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 1305 1279 1342">基準の概要</th> <th data-bbox="1279 1305 1563 1342">初期設定値※2</th> <th data-bbox="1563 1305 1843 1342">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 1342 1279 1414">O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する</td> <td data-bbox="1279 1342 1563 1414">0.5μSv/h ※3(地上1mで計測し</td> <td data-bbox="1563 1342 1843 1414">数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	関 係 機 関	立入制限及び交通規制	1 市 2 消防機関 3 静岡県警察本部 4 清水海上保安部 5 東京空港事務所 6 道路管理者	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する	0.5μSv/h ※3(地上1mで計測し	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を	
措 置 内 容	関 係 機 関												
立入制限及び交通規制	1 市 2 消防機関 3 静岡県警察本部 4 清水海上保安部 5 東京空港事務所 6 道路管理者												
基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要											
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する	0.5μSv/h ※3(地上1mで計測し	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を											

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨			
		<table border="1" data-bbox="996 231 1839 375"> <tr> <td data-bbox="996 231 1279 375">準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td data-bbox="1279 231 1561 375">た場合の空間放射線量率※4)</td> <td data-bbox="1561 231 1839 375">測定すべき区域を特定。</td> </tr> </table> <p data-bbox="996 379 1839 762">※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p data-bbox="996 783 1839 906">※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p data-bbox="996 954 1839 1013">※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p data-bbox="996 1061 1839 1157">※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p data-bbox="1243 1204 1601 1228" style="text-align: center;">表 OIL6 と防護措置について</p> <ul data-bbox="996 1268 1839 1404" style="list-style-type: none"> ・基準の概要 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 ・防護措置の概要 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 	準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	た場合の空間放射線量率※4)	測定すべき区域を特定。	
準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	た場合の空間放射線量率※4)	測定すべき区域を特定。				

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨															
38	第7節 緊急輸送活動	<table border="1" data-bbox="994 229 1841 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 229 1279 300">核種※1</th> <th data-bbox="1279 229 1561 300">飲料水、牛乳・乳製品</th> <th data-bbox="1561 229 1841 300">野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 300 1279 370">放射性ヨウ素</td> <td data-bbox="1279 300 1561 370">300Bq/kg</td> <td data-bbox="1561 300 1841 370">2,000Bq/kg ※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 370 1279 408">放射性セシウム</td> <td data-bbox="1279 370 1561 408">200Bq/kg</td> <td data-bbox="1561 370 1841 408">500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 408 1279 517">プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td data-bbox="1279 408 1561 517">1Bq/kg</td> <td data-bbox="1561 408 1841 517">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 517 1279 555">ウラン</td> <td data-bbox="1279 517 1561 555">20Bq/kg</td> <td data-bbox="1561 517 1841 555">100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="994 561 1841 625">※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p data-bbox="994 632 1402 663">※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p>	核種※1	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※2	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
核種※1	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※2																
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																
38	<p data-bbox="129 767 324 794">1 緊急輸送活動</p> <p data-bbox="138 804 322 831">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="138 839 421 866">(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p data-bbox="174 874 972 975">ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p data-bbox="174 983 972 1083">イ 市は、人員、車両等の調達に関して、資料5-08<緊急輸送要請機関一覧表>の関係機関のほか、県を通じ国（緊急輸送関係省庁）に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。</p>	<p data-bbox="994 703 1238 730">第7節 緊急輸送活動</p> <p data-bbox="994 775 1189 802">1 緊急輸送活動</p> <p data-bbox="1003 812 1184 839">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1003 847 1285 874">(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p data-bbox="1039 882 1836 983">ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p data-bbox="1039 991 1836 1091">イ 市は、人員、車両等の調達に関して、資料5-08<緊急輸送要請機関一覧表>の関係機関のほか、県を通じ国（緊急輸送関係省庁）に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 1098 1832 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 1098 1294 1136">輸 送 内 容</th> <th data-bbox="1294 1098 1832 1136">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 1136 1294 1350" rowspan="5">モニタリング要員 各種資機材</td> <td data-bbox="1294 1136 1832 1166">1 (一社)静岡県トラック協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1166 1832 1197">2 日本通運(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1197 1832 1227">3 自衛隊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1227 1832 1311">4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1311 1832 1350">5 第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1350 1294 1412" rowspan="2">避難住民等</td> <td data-bbox="1294 1350 1832 1380">1 (一社)静岡県バス協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1380 1832 1412">2 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	輸 送 内 容	関 係 機 関	モニタリング要員 各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会	2 日本通運(株)	3 自衛隊	4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）	5 第三管区海上保安本部	避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会	2 自衛隊					
輸 送 内 容	関 係 機 関																	
モニタリング要員 各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会																	
	2 日本通運(株)																	
	3 自衛隊																	
	4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）																	
	5 第三管区海上保安本部																	
避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会																	
	2 自衛隊																	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨								
38	<p>ウ 市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">3 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）</p> <p>ウ 市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同災害対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 (略)</p>									
38	<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p>	<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p>									
38	<p>1 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。</p> <p>なお、要請時には次の事項に明らかにするものとする。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数</p> <p>エ 応援部隊の集結場所と到達ルート</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。</p> <p>なお、要請時には次の事項に明らかにするものとする。</p> <p>ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員</p> <p>ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>(4) (略)</p>									
39	<p>2 医療措置</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。</p>	<p>2 医療措置</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。</p> <p>原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="994 1161 1841 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 1161 1128 1233">区 分</th> <th data-bbox="1128 1161 1393 1233">原子力災害 医療協力機関※1</th> <th data-bbox="1393 1161 1599 1233">原子力災害 拠点病院</th> <th data-bbox="1599 1161 1841 1233">高度被ばく医療 支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 1233 1128 1414">診療機能</td> <td data-bbox="1128 1233 1393 1414">外来診療等</td> <td data-bbox="1393 1233 1599 1414">汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供</td> <td data-bbox="1599 1233 1841 1414">長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	原子力災害 医療協力機関※1	原子力災害 拠点病院	高度被ばく医療 支援センター	診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。	
区 分	原子力災害 医療協力機関※1	原子力災害 拠点病院	高度被ばく医療 支援センター								
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。								

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案				修正要旨
		医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> ・市立御前崎総合病院 ・榛原総合病院 ・藤枝市立総合病院 ・焼津市立総合病院 ・市立島田市民病院 ・磐田市立総合病院 ・中東遠総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合病院 ・浜松医科大学 医 学部附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 ・公立大学法人福島 県立医科大学 	
		スクリーニング、線量評価※2	<ul style="list-style-type: none"> 1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価 	<ul style="list-style-type: none"> 1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（高度被ばく医療支援センターからの技術支援） 	<ul style="list-style-type: none"> 1 高度専門的な個人線量評価 	
		除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染	
		診療	<ul style="list-style-type: none"> 1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 4 内部被ばく傷病者等に対する初期対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 局所被ばく傷病者等の診療開始 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 重篤な局所被ばく傷病者等の診療 2 高線量被ばく傷病者等の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく傷病者等被ばく患者に対する診療等 	
		資機材等	被ばく傷病者等の救	除染用シャワー	専門的線量評価資機	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案				修正要旨
6			急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	設備等	材等	
		支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーバイメータ、放射線管理要員の派遣等)	1 協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の原子力災害医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	
		連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※ 3	1 入院診療 2 診療開始→転送※ 3	専門医療機関間での転送	
		搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる	
39	第9節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)					
39	1 住民等への情報伝達活動 (1) (略) (2) 市は、住民等への情報提供に あたって は国及び県と連携し、情報の一元		第9節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)	1 住民等への情報伝達活動 (1) (略) (2) 市は、住民等への情報提供に 当たって は国及び県と連携し、情報の一元		

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、いわたホッとライン等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、いわたホッとメール等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	
40	2 (略)	2 (略)	
40	10 節 (略)	10 節 (略)	
41	第 1 1 節 事業所外運搬中の事故への対応 (略)	第 12 節 事業所外運搬中の事故への対応 (略)	現行 同章 12 節から移動

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
41	<p>第12節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>第4章 大規模地震対策（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策（略）</p>	<p>第4章 大規模地震対策（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策（略）</p>	<p>修正案 同章 11 節へ移動</p>